

中間前払金請求手続きの流れ

ステップ1：中間前払金の要件の確認

- ① 既に前払金を受けていること
- ② 工期の2分の1を経過していること
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること

ステップ2：認定請求書及び工事履行報告書を工事担当課へ提出

ステップ3：認定調書を工事担当課から受領する

ステップ4：中間前払金保証の申込みをする

ステップ5：中間前払金請求書及び中間前払金保証証書を工事担当課へ提出

ステップ6：中間前払金の入金